

自転車の安全運転のポイント

平成 26年 4月
特別号

運転免許のいらない自転車は、便利で手軽な移動手段として多くの人々に利用されています。その一方で、交通秩序を乱す危険な乗り方をする人も少なくありません。自転車も交通社会の一員であり、事故を起こさない安全な走行を心がける必要があります。そこで自転車の通行ルールや安全走行のポイントをまとめてみました。

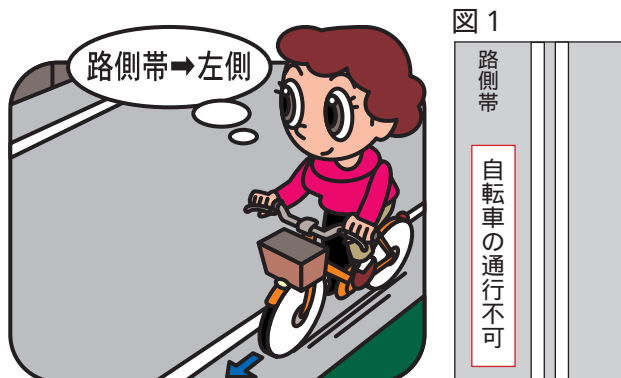
自転車は車道の左端通行が原則

自転車は「軽車両」であり、車両のなかに含まれますから、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則であり、車道の左端に寄って走行します。

また、自転車は路側帯（ ）を通行することができますが、その場合は、道路の左側の路側帯を通行しなければなりません。（右側の路側帯を通行すると、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金：平成 25年 12月 1日施行）

なお、白い2本の実線の道路標示のある路側帯（図1）や歩行者の通行を妨害する場合は通行できません。

路側帯とは、歩道のない道路や歩道のない路端寄りに、道路標示（白線）によって区分された部分をいいます。



歩道通行時は車道寄りを徐行

自転車は次の場合には、例外として歩道を通行することができます。

道路標識などで自転車の通行が認められている歩道

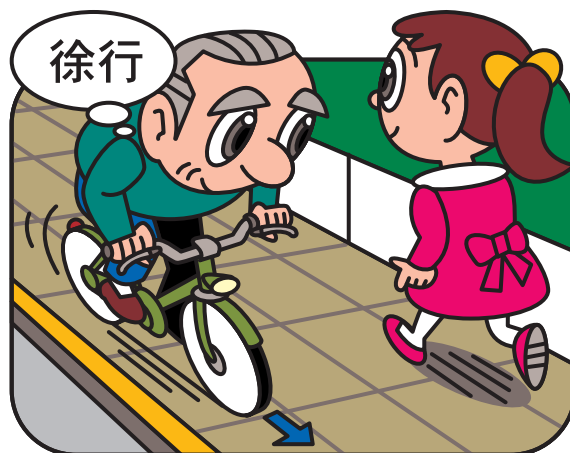
13歳未満の子ども

70歳以上の高齢者

車道の通行に支障がある身体障害者

車道や交通の状況により、安全を確保するうえで歩道を通行することがやむを得ない場合

歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りを徐行するとともに、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。



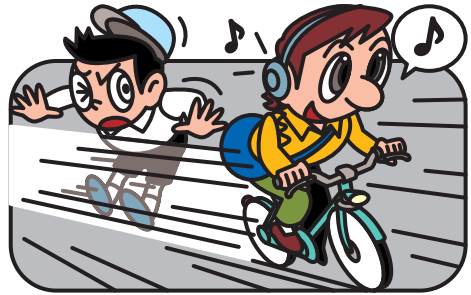
自転車での信号無視、飲酒運転など危険な違反行為を繰り返す運転者に講習を義務付け、未受講者は5万円以下の罰金（平成 27年 6月までに施行）など、自転車の環境も常に変化しています。ルールをきちんと理解し、しっかり守って安全運転を心がけましょう。

自転車安全走行のポイント

飲酒運転をすると、危険を見落としたりハンドルがふらつくなど、事故につながる危険が非常に高まります。自転車の場合も飲酒運転は禁止されており、違反すると厳罰に処せられますから、絶対にやめましょう。(酒酔い運転は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金)



見通しの悪い場所で安全確認をせずに飛び出すと、出会い頭事故につながる危険があります。一時停止の標識や標示のある場所はもちろんのこと、そうでない場所でも見通しの悪いところでは一時停止して安全を確認しましょう。また、後方の確認をせずに進路変更をすると後続車と衝突する危険がありますから、進路変更するときは必ず後方を確認しましょう。



携帯電話を操作したり、ヘッドホンで音楽を聴きながら走行すると、周囲への注意がおろそかになって歩行者などと衝突する危険があります。「ながら運転」はやめましょう。

自転車の二人乗りや並進は危険な行為であり禁止(幼児との二人乗りには例外があり、「並進可」の標識のある場所は2台までは並進可)されていますからやめましょう。また、夜間は必ずライトを点灯して走行しましょう。



子どもを乗せるときや子どもが自転車に乗るときは、万一の転倒などから子どもを守るためにヘルメットを着用させましょう。

自転車に乗る前には、ブレーキがきちんと利くか、ライトが点灯するかなどを点検し、整備不良の自転車に乗車することのないようにしましょう。また、ブレーキがないまたは基準に適合しない自転車で走行すると、警察官から検査のために自転車の停止を求められたり、運転の停止を命じられます。(警察官による停止や命令に従わない、検査を拒否・妨害するなどの行為は、5万円以下の罰金：平成25年12月1日施行)

ブレーキがない、基準に適合しない自転車で公道走行は禁止であることを理解し、絶対に乗らないようにしましょう。

自転車でも加害者になれば高額な損害賠償責任が発生することも!!

交通事故が発生した場合、自転車は常に被害者であるとは限りません。自転車で歩道を走行中に歩行者と衝突し歩行者を死傷させた場合には、自転車は加害者となり、状況によっては高額な損害賠償が命じられることもあります。実際、損害賠償額が5,000万円を超える事例もあります。その点をしっかりと認識して安全走行に努めるとともに、TSマーク制度を利用するなどの備えをするのもよいでしょう。



「ご相談・お申込先」